

## 参加方法

### ① ポイントカードを手に入れよう！

☆参加対象者：20歳以上の町内在住の方

☆ポイントカードは、次のところで配布しています。

- ・健康プラザ、役場本庁舎、文化会館、  
半原・中津公民館、第一号公園体育館、田代運動公園、三増公園
- ・スタンプ対象事業の講座や町イベントの受付

☆カードは1度に1枚持つことができます。

### ② ポイントを貯めよう！

☆スタンプ対象事業（一覧表をご確認ください）は、各事業の受付等でカードにスタンプを押してもらいます。

☆その他の事業は、カードに事業名、日付を記入してください。

### ③ 応募しよう！

☆希望のコース（50・100・200）のポイントがたまったら、次のいずれかの方法で**令和8年2月15日までに応募**しましょう。

- ・健康プラザ、半原・中津公民館にある応募箱に投函する。
- ・封筒に入れて切手を貼って、町健康推進課へ郵送する。（当日消印有効）

☆期間内であれば何回でも応募できます。

### ④ 抽選で当たる！

☆抽選の結果、2月末日に当選者には特典を送付します。

☆特典当選者以外には、2月末日に参加賞としてあいちゃんグッズを送付します。

- ・複数のコースをお申込みいただいても当選のチャンスは1人1回です。
- ・発表は、特典の発送をもってかえさせていただきます。

令和7年度

# 愛川町健康ポイント

“健康づくり”でポイントをためて  
特典を当てよう！



© 愛川町

◆ポイント付与期間：

令和7年4月1日から令和8年1月31日

◆ポイント応募期間：

令和8年2月15日まで（当日消印有効）

◆対象者：20歳以上の町内在住者

【お問い合わせ】 愛川町民生部健康推進課（健康プラザ内）

〒243-0392 愛川町角田 257-1

電話：046-285-2111（内線）3347

## ポイント対象事業

区分	名称	ポイント数	付与方法
健診・検診等の受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>■がん集団検診(胃・肺・大腸・乳・子宮)</li> <li>■特定健康診査</li> <li>■人間ドック</li> <li>■成人歯科健康診査</li> <li>■がん医療機関検診(口腔・前立腺・大腸・乳・子宮)</li> <li>■各種予防接種</li> </ul>	<p>10 ポイント 〔1 健診・検診等の受診につき〕</p>	<p>スタンプ押印 事業名、受診日記入</p>
町指定の健康に関する講座への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康推進課が実施する講座、教室等</li> <li>■ヘルスあっぷ相談</li> <li>■楽らくクラブ(地域健康づくり事業)</li> <li>■いきいき100歳体操 ■ハツラツお元気講座</li> <li>■楽らく水中運動教室</li> <li>■ボイストレーニング教室</li> <li>■いきいき100歳体操センター養成講座</li> </ul>	<p>5 ポイント 〔1 回の参加につき〕</p>	<p>スタンプ押印 事業名、日付記入</p>
町指定のイベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康フェスタ</li> <li>■愛川町ふるさとまつり</li> <li>■あいかわ公園つつじまつり</li> <li>■勤労祭</li> </ul>	5 ポイント	スタンプ押印
その他の町指定のイベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■寿大学</li> <li>■SC相模原ホームタウンデー</li> <li>■町一周駅伝競走大会</li> <li>■ラグビー観戦ツアー</li> <li>■古民家山十邸展示(五月人形、七夕飾り、雛飾り)</li> <li>■古民家山十邸文化財セミナー</li> <li>■古民家山十邸文化講座</li> <li>■親子消防・防災教室</li> <li>■防災訓練</li> <li>■男女共同参画推進講演会</li> <li>■人権啓発のつどい</li> <li>■みんなの先生キャンペーン講座</li> <li>■町民大学教養講座</li> <li>■愛川レクリエーションスクール</li> <li>■各種公民館講座</li> </ul>	1 ポイント	<p>事業名、日付記入</p>
健康度見える化コーナーの利用 …血圧計、血管年齢計、骨健康度測定計、脳年齢計、体組成計		1 ポイント 〔1 日1 ポイント〕	<p>スタンプ押印 目標、日付記入</p>
個人目標への取組 例：あいかわりフレッシュ健康体操をする 愛川町健康づくり散策コースを歩くなど			

## Q&A

**Q1：町の健診ではなく、勤務先の健診を受診しましたが、ポイント対象になりますか？**

A：「職場健診」(10 ポイント)に含まれますので、ポイント対象です。

**Q2：検診や講座、個人目標など、すべての項目のポイントをためなければいけませんか？**

A：すべての項目のポイントをためる必要はありません。ご自分が実践しやすいポイントをためて応募してください。

**Q3：個人目標をいくつか設定したいのですが、何枚かカードを作ることはできますか？**

A：カードは1度に1枚しか持つことができません。カード1枚につき、個人目標を1つ決めてください。

**Q4：ポイント付与期間後に人間ドックを受診しますが、ポイントの対象となりますか？**

A：2月1日以降に受けた各種検診・健診(10 ポイント)は、今年度のポイントには加算できません。来年度のポイントには加算できます。なお健診・検診以外のポイントは来年度に加算できません。

**Q5：ポイントをためている途中でカードを紛失してしまいました。それまでのポイントは有効ですか？**

A：原則として無効となります。ただし、受診日が明らかな検診(健診)等(10 ポイント)に限り、新たに取得したカードに転記することができます。(スタンプ対象の検診については、健康推進課へ受診日のわかるものをお持ちください。)

**Q6：紛失したと思っていたカードが見つかりました。前のカードでためたポイントを新しいカードに合算することができますか？**

A：発見したカードのポイントが確認できる場合は、新しいカードに合算することができます。